申請書・届出書等の提出方法・期限等

注意事項
・申請宛先が「中部地方整備局長」となる申請、届出等の一覧です。
・ご不明な点は担当者までご相談ください。
　連絡先及び提出先：名古屋市中区三の丸２－５－１　名古屋合同庁舎第２号館
　　中部地方整備局　建政部　建設産業課　不動産業係
　　電話：052－687－8523
※各種様式はこちらからダウンロード可能です（国土交通省HPより）
　https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/license/yoshiki_list_estate_r07.htm

	申請書等	提出期限等	備考	申請等根拠	期限根拠
1	宅地建物取引業 免許申請書（新規・免許換え・更新）	更新の場合は、免許の有効期間満了の日の90日前から30日前まで	郵送による免許証の交付を希望する場合、免許証送付用封筒を添付すること（簡易書留料金350円＋定形外郵便料金140円　計490円分の切手を貼付した角形2号封筒　＊2024.10.1郵便料金改定）。	新規3条、更新3条3項、免許換7条	規3条
2	変更届出書	変更があった日から30日以内		9条	9条
3	宅地建物取引業者免許証 書換え交付申請書	変更届と併せて提出	郵送提出可 現在の免許証を添付すること。 郵送による免許証の交付を希望する場合、新免許証送付用封筒を添付すること（簡易書留料金350円＋定形外郵便料金140円　計490円分の切手を貼付した角形2号封筒　＊2024.10.1郵便料金改定）。		規4条の2
4	宅地建物取引業者免許証 再交付申請書	（亡失・滅失・汚損・破損の場合） 遅滞なく	郵送提出可 郵送による免許証の交付を希望する場合、新免許証送付用封筒を添付すること（簡易書留料金350円＋定形外郵便料金140円　計490円分の切手を貼付した角形2号封筒　＊2024.10.1郵便料金改定）。		規則4条の3
5	廃業等届出書	2週間以内	免許証を添付すること。	55条	
6	営業保証金供託済届出書	新規免許の取得の場合は、免許した日から30日以内。 その他、供託を要する要因別に法に規定された期日。	郵送提出不可 上記連絡先担当者と日程調整の上、供託書原本を持参し、その写しを添付すること。	25条4項、26条ほか	
7	営業保証金取戻し公告済届出書	公告後、遅滞なく	郵送提出可 掲載された官報を添付すること。	30条	宅地建物取引業者営業保証金規則7条3項
8	債権の申出に係る証明願	ー	郵送提出可 郵送による交付を希望する場合、証明書送付用封筒を添付すること（簡易書留料金350円＋定形外郵便料金140円　計490円分の切手を貼付した角形2号封筒　＊2024.10.1郵便料金改定）。	64条の8第5項	宅地建物取引業者営業保証金規則8条
9	業務を行う場所の届出書（宅地建物取引業法第50条第2項の届出書）	業務開始10日前まで	以下の2か所に届出を提出すること。 ・中部地方整備局 ※正本1部を提出、受付印の受領を希望する場合は、届出書の写し1部と切手を貼付された返信用封筒を同封して下さい。 ・当該業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県 〔参考〕	50条2項	規19条第3項

県名	担当	電話番号
岐阜県	都市建築部　建築指導課 企画宅建係	058-272-8680
静岡県	くらし・環境部　建築住宅局 住まいづくり課	054-221-3072
愛知県	都市整備局　都市総務課 不動産業グループ	052-954-6582
三重県	県土整備部　建築開発課 宅建業・建築士グループ	059-224-2708